

諫早市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年4月9日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和6年度財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査結果報告

1 監査の対象

一般財団法人諫早市施設管理公社（公の施設の指定管理者）
西諫早ふれあい広場（指定管理施設）
諫早市地域政策部地域振興課（所管課）

2 監査の期間

令和6年10月15日（火）から11月1日（金）まで

3 実地監査

令和6年10月29日（火）

4 監査の方法

令和5年度における一般財団法人諫早市施設管理公社（公の施設の指定管理者）の出納その他の事務の執行で、西諫早ふれあい広場の指定管理に係るものについて、当該団体及びその所管課から提出された収支決算書及び事業報告書等の資料、また、提示のあった出納関係帳票及びその他の関係書類に基づいて、帳簿突合その他必要と認める監査手続きを実施し、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

また、西諫早ふれあい広場の実地監査を行い、その際、必要に応じて関係職員から事情を聴取した。

所管課については、提出された関係書類に基づき、指定管理業務に関する事務が適正に行われているか監査を行った。

5 監査の着眼点

（1）指定管理者関係

- ①指定管理者は、関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。
- ②協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。
- ③協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ④団体の規約によって会計担当者が任命されており、正規の会計担当者が指定管理者の公金の出納事務を行っているか。
- ⑤規約で監事が決められており、内部監査、決算監査が行われているか。
- ⑥利用料金制を採っている場合、利用料金の収納は適正に行われているか。
- ⑦指定管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備、保存は適切になされているか。

- ⑧他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑨事業報告書は適正に作成されているか。また、事業報告書の提出は期限内になされているか。

(2) 所管課関係

- ①指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ②指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
- ④利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。
- ⑤指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ⑥管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
- ⑦指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- ⑧指定管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。
- ⑨事業報告書の点検は適切に行われているか。
- ⑩指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑪指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行われているか。

6 監査の結果

令和5年度における西諫早ふれあい広場の指定管理者に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されており、特に指摘すべき事項等は見受けられなかった。

なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。